

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2020.12.26



## MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社は「MAXIS S&P三菱系企業群上場投信」につきまして、繰上償還および付随する投資信託約款の重大な内容の変更を行うべく、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しています。くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他 (S&P企業グループ 指数-三菱系企業群-)

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「MAXIS S&P三菱系企業群上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年10月15日に関東財務局長に提出しており、2020年10月16日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

15兆8,787億円  
(2020年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

\*追加的記載事項の内容は、2020年12月23日付の適時開示情報を基に記載したものです。

### 「MAXIS S&P三菱系企業群上場投信」の信託終了(繰上償還) および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2021年1月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2021年4月18日付で約款変更を実施し、2021年4月20日を信託終了日として繰上償還する予定です。

書面決議の結果については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

・当ファンドの繰上償還が決定した場合、最終売買日(2021年4月16日)までは東京証券取引所での売買が可能です。

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2021年1月16日（土）
書面決議に関する書類発送日	2021年2月25日（木）
議決権行使書面による議決権行使期限	2021年3月15日（月）
書面決議日	2021年3月17日（水）
買取請求開始日（予定）	2021年3月18日（木）
買取請求終了日（予定）	2021年4月6日（火）
約款変更実施日（予定）	2021年4月18日（日）
信託終了日（予定）	2021年4月20日（火）
償還金支払い開始日（予定）	2021年5月28日（金）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2020年12月23日（水）
「整理銘柄」への指定	2021年3月17日（水）
東京証券取引所における最終売買日	2021年4月16日（金）
上場廃止日	2021年4月18日（日）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期間を無期限から2021年4月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

本ETFは2009年7月16日に純資産29億4千万円で設定され、2009年7月17日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（S&P 企業グループ指数－三菱系企業群－）の採用銘柄を投資対象として、本ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり、2020年11月末現在、2億3千万円となっております。また、受益権口数は195万口と、信託約款に規定する2,000万口を下回った状態にあります。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

#### 4. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、2021年2月25日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2021年2月26日から2021年3月15日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2021年1月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

#### 5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2021年3月18日から2021年4月6日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2021年1月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

#### 6. 取得申込および交換請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2021年3月18日以降、交換請求は2021年4月8日以降、受け付けないこととします。

**当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。**

<ご参考>

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信  
投資信託約款の新旧対照表

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託期間） 第5条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から2021年4月20日までとします。</u></p>	<p>（信託期間） 第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第46条第1項および第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</u></p>
<p>（収益分配金および償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <u>受託者は、支払開始日から10年経過した後に、信託終了による償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>③ 受託者は、<u>前各項</u>の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</p>	<p>（収益分配金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>② 受託者は、<u>前項</u>の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</p>
<p>（収益分配金および償還金の支払い） 第38条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>（収益分配金の支払い） 第38条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p>② <u>受託者は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができ</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>② <u>前項</u>に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p> <p>③ <u>償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u></p> <p>⑤ <u>前項に規定する償還金の支払い</u></p>	<p>ます。</p> <p>③ <u>第1項</u>に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>は、原則として、<u>受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p>⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>	<p>&lt;追加&gt;</p>
<p>(収益分配金および<u>償還金</u>の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金について前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 受益者が、<u>信託終了による償還金</u>について前条第5項に規定する支払開始日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金ならびに<u>信託終了時の交換有価証券等</u>および<u>買取代金</u>の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 受益者が、<u>信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭</u>については<u>信託終了日から10年間</u>その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、<u>受託者により振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券および受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p>
<p>第44条 <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>(<u>信託終了時の交換等</u>)</p> <p>第44条 <u>委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとし</u> <u>ます。</u></p>



変更後（新）	変更前（旧）
	<p>② <u>前項の交換は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行うものとしします。</u></p> <p>③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額としします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍としします。</u></p> <p>④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額(売却するのに必要な経費を控除した後の金額)としします。</u></p> <p>⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。</u></p> <p>⑥ <u>委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとしします。</u></p> <p>⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。</u></p>



変更後（新）	変更前（旧）
	<p>⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日 前の日以降、交換によって抹消され ることとなる振替受益権と同口数 の受益権（前項の規定により信託財 産が買取った受益権を含みます。） を失効したものとして取り扱うこ ととし、受託者は、当該受益権に係 る振替受益権が交換有価証券の振 替日に抹消済みであることを確認 するものとします。</u></p> <p>⑨ <u>第1項および第3項の規定にか かわらず、次の各号の場合には信託 終了時の受益権の価額をもとに委 託者の指定する第一種金融商品取 引業者が買取りを行うことを原則 とします。</u></p> <p><u>1. 第1項において、受益者の有す る口数から有価証券の交換に要 した口数を控除した後に残余の 口数を生じた場合の残余の口数 の振替受益権</u></p> <p><u>2. 第1項における一定口数に満た ない振替受益権（取引所売買単位 未満の振替受益権を含みます。）</u></p> <p>⑩ <u>委託者の指定する第一種金融商 品取引業者は、前項の買取りを行う ときは、当該第一種金融商品取引業 者が定める手数料および当該手数 料に係る消費税等に相当する金額 を徴することができるものとしま す。</u></p> <p>⑪ <u>信託終了に係る金銭は、信託終了 日後1ヵ月以内の委託者の指定す る日から、信託終了日において振替 機関等の振替口座簿に記載または 記録されている受益者である委託 者の指定する第一種金融商品取引 業者に支払います。なお、当該第一 種金融商品取引業者は、その口座が 開設されている振替機関等に対し て委託者がこの信託を終了するの と引換えに、信託終了に係る金銭に</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p>
<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および<u>償還金</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>	<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および<u>信託終了に係る金銭</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>

以上

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

対象指数(S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-)の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に連動する成果をめざして運用を行います。

ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P 企業グループ指数-三菱系企業群-の変動率に一致させることを目的として、S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。個別銘柄の株数の比率は、S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

### <S&P 企業グループ指数-三菱系企業群->

S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-とは、わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、一般に三菱グループに属すると認識されている企業で構成されている株価指数です。

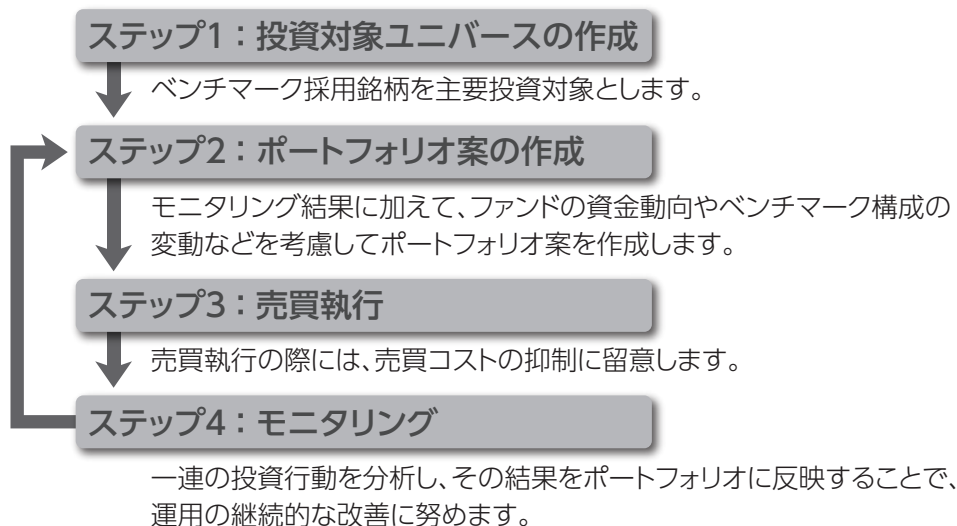
構成銘柄は、浮動株修正時価総額や流動性等のスクリーニングを経た銘柄群の中から、三菱広報委員会の会員状況等を踏まえ、スタンダード&プアーズ指数委員会が選定します。

2001年(平成13年)4月2日(終値)の時価総額を100として指数化しており、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが算出・公表しています。<sup>(注)</sup>

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額を修正します。

(注)算出方法:算出時の時価総額÷基準時の時価総額×100

### <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## ■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は100口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2009年7月17日に新規上場)

### 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### 分配方針

### 年2回の決算時に分配を行います。

- ・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するS&P 企業グループ指数-三菱系企業群-の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に関して、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJ国際投信株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-は三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-の決定、構成または計算において三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追従する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三菱UFJ国際投信株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJ国際投信株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。





# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## ■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

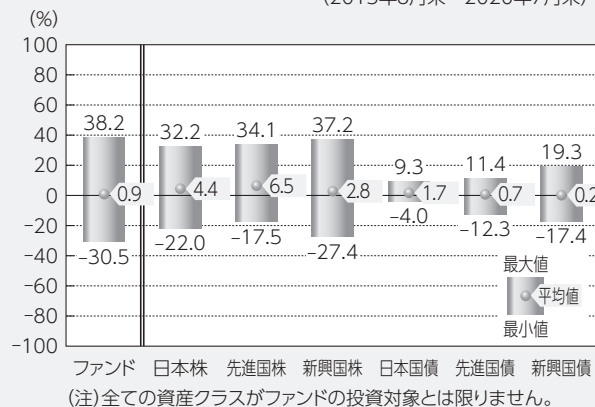
## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2015年8月末～2020年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

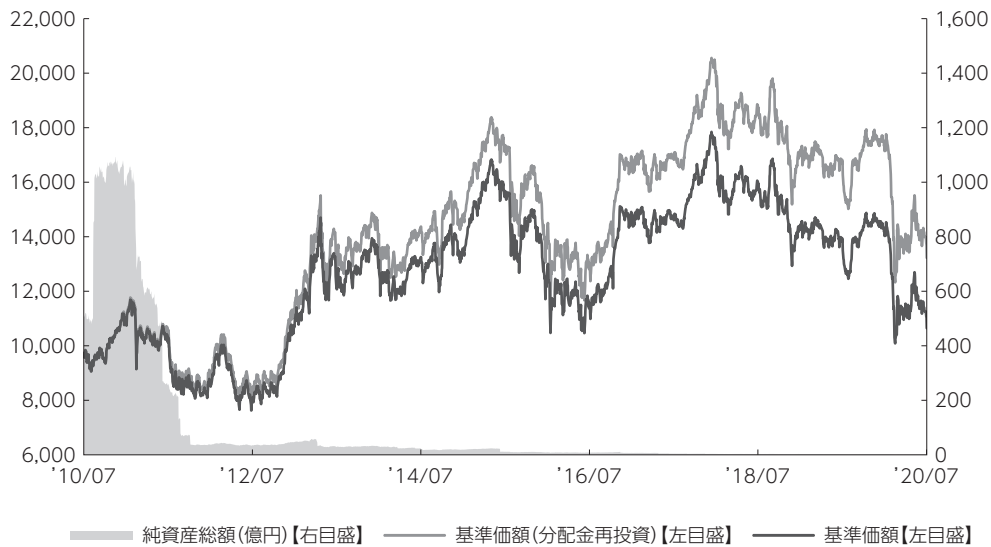




# 運用実績

2020年7月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2010年7月30日～2020年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	10,643円
純資産総額	2.0億円

## ■分配の推移

2020年7月	192円
2020年1月	192円
2019年7月	192円
2019年1月	178円
2018年7月	168円
2018年1月	150円
設定来累計	2,896円

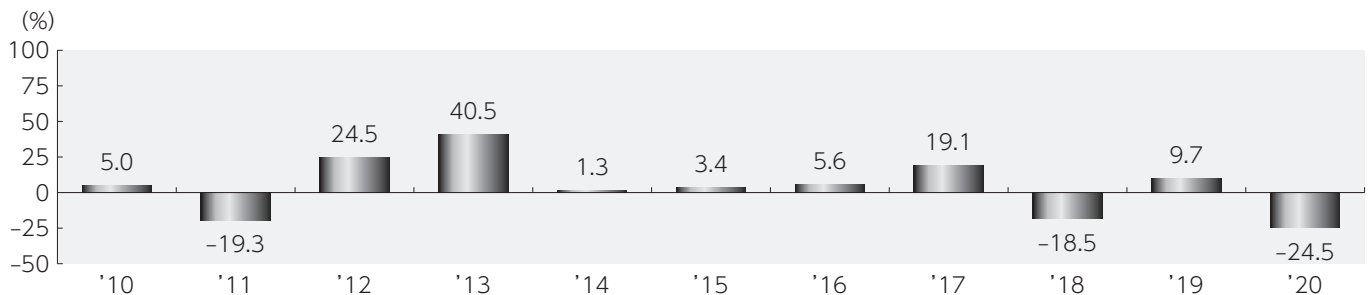
●分配金は100口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	12.5%	1 三菱電機	電気機器	12.5%
2 食料品	12.0%	2 キリンホールディングス	食料品	12.0%
3 保険業	9.8%	3 東京海上ホールディングス	保険業	9.8%
4 不動産業	9.8%	4 三菱地所	不動産業	9.8%
5 卸売業	9.5%	5 三菱商事	卸売業	9.1%
6 銀行業	8.9%	6 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	8.9%
7 石油・石炭製品	7.7%	7 ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	7.7%
8 化学	7.6%	8 三菱重工業	機械	5.4%
9 機械	5.5%	9 三菱ケミカルホールディングス	化学	5.2%
10 ガラス・土石製品	4.4%	10 AGC	ガラス・土石製品	4.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

取得単位等	<p>1ユニット以上1ユニット単位</p> <p>委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。(申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。)</p> <p>申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。</p>
取得価額	<p>取得申込受付日の基準価額</p> <p>※基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>
払込期日	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお引渡してください。
当初元本	1口につき、97円
交換単位等	<p>委託会社が定める一定口数</p> <p>受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。</p>
交換価額	交換申込受付日の基準価額
交換有価証券の交付	原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。
申込不可日	<p>取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。</p> <p>&lt;取得&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日</li> <li>4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p>&lt;交換&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間</li> <li>4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p>なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。</p>
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。

取得の申込期間	2020年10月16日から2021年10月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取消すことがあります。
買取り	販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、2.の場合は、償還日の2営業日前までとします。 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。 なお、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2009年7月16日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が2,000万口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。
決算日	毎年1・7月の16日
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。
追加信託の限度額	5兆円相当額
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。
課税関係	課税上は、特定株式投資信託として取扱われます。 特定株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用があります。

繰上償還が決定した場合、以下の項目については次のとおり変更となります。

※上記に関わらず、交換請求は2021年4月8日以降、受付けないこととします。

取得の申込期間	2020年10月16日から2021年3月17日まで
信託期間	2021年4月20日まで(2009年7月16日設定)

償還金は、2021年5月28日以降(予定)、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により受領することができます。

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	支払先	取得時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	販売会社が定める額	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、取得に関する事務手続等
(取得される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		
交換(買取り)時手数料	支払先	交換(買取り)時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	販売会社が定める額	交換(買取り)に関する事務手続等
(交換(買取り)される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率0.55%(税抜 年率0.5%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の55%(税抜 50%)以内の額		
	$100\text{口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ①の配分 (委託会社) 年率0.45% (受託会社) 年率0.05% ②の配分 委託会社と受託会社で折半 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>		
	支払先	対価として提供する役務の内容	
	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	
	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))) ・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.08125%(上限)をかけた額)		

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、取得金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(発行会社等)である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

※配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について金銭をもって取得申込みを行う場合、配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。





## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
売却時および交換時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却益および交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

### 繰上償還が決定した場合、次のとおり変更となります。

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
売却時、交換時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却益、交換時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>